

保留議題回答(追加)

No.	項目	質問	回答
5	浚渫土	調査の結果、浚渫土に汚染はないとしているが、もし浚渫土起因による土壤汚染が見つかった場合の責任負担はどのようになるか。	本市は河川事務所からは汚染はないと報告を受けています。調査結果・調査方法の開示は、売買契約後に契約者に閲覧可能とすることで河川事務所に了解を得ています。また、河川事務所にて浚渫土の汚染調査を実施しており、汚染はないとの報告を受けている中で、万が一浚渫土に起因する土壤汚染が見つかった際の責任負担については、土地売買等契約書(案)第10条に定めるとおり契約不適合責任を負わないものです。
6	土壤汚染	一部を除き、売却地の土壤汚染調査が未実施であるが、万が一売却地から汚染土壌が発見され、それが一事業者として対応できる範囲を超えている場合はどうなるのか。	原則として事業者が負っていただくリスクになります。ただし、汚染物質の種類等により社会通念上明らかに過大な負担となる場合は、事案発生時に協議することとなります。
7	残土	本件の残土約18,000m <sup>3</sup> の内、15,000m <sup>3</sup> は阪神高速の大和川線の工事で発生した土で阪神高速が土壤汚染調査を行っており、汚染がないとの調査結果が出ているが、阪神高速の調査結果の開示が可能か。また、残りの3,000m <sup>3</sup> の土壤汚染調査は行っているのか。	阪神高速の残土15,000m <sup>3</sup> の土壤汚染調査結果は、公開図書「浅香山浄水場余剰地における土壤汚染調査に係る土地利用履歴調査業務地歴調査報告書(平成30年)」に写しが資料として付されているのでご確認ください。 残りの3,000m <sup>3</sup> の残土は、令和2年に浅香山配水場内整備工事の際に撤去した堤、舗装及びフェンス設置前に鋤取った表土から発生した土であり、土壤汚染調査は実施しておりません。
8	浚渫土	浚渫土を河川事務所が撤去するときは、土壤汚染調査をするか。それとも搬入時の調査があるのではないか。	河川事務所に確認したところ、搬入前に土壤汚染調査を行っているため、搬出時には実施する予定はないとのことです。
9	浚渫土	河川事務所は、現段階で浚渫土の土壤汚染調査結果を堺市環境局に報告をしていないが、今後も報告はしないのか。	河川事務所に確認したところ、土壤汚染対策法の対象となる形質変更にあたらないため、今後も堺市環境局への報告は行わないとのことです。

No.	項目	質問	回答
10	浚渫土	浅香山浄水場跡地に約23,000m <sup>3</sup> の土砂を搬入することとなっているが、いつまでにどれだけ搬入する予定か。時期と量を教えて欲しい。	浚渫土の搬入は、令和4年12月中旬に全量(約23,000m <sup>3</sup> )の搬入を予定しております。
11	阪神高速との協議	阪神高速道路と残置物の撤去にあたり、施工協議する詳細な窓口を教えて欲しい。また、提案内容に関する協議も同様の窓口で良いのか。	残置物の撤去及び提案内容に関する協議は、阪神高速道路株式会社 管理本部 大阪管理部道路管理課が窓口となります。